

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて①

改正 : R5.12.28 施行 : R5.12.28

ポイント

- 対価の設定目安をタクシー運賃の約8割の水準まで引上げ
- 対価の目安の考え方を新たに提示
- 地方運輸局において対価の目安を公表

改正前

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

- 2. (3) ①旅客から収受する対価の水準
 - イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内であること。
ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1 / 2 を越える運送の対価を設定することも可能



改正後

◆ 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

- 2. (3) ①旅客から収受する対価の水準
 - イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること
ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を越える運送の対価を設定することも可能

◆ 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について

- ※今般の制度改正において、具体的な対価の目安設定における考え方を明確化
- 1. 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安を算定するための経常費用
人件費／燃料油脂費（燃料費・油脂費）／車両修繕費（タイヤ・チューブ費含む）／車両償却費（リース費含む）／その他諸経費（諸税（自動車税、自動車重量税等）、保険料等）
- 2. 対価の目安の設定の考え方
当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した各経常費用項目の合計をもとに構成比を算出、構成比で割り付けし、合算

留意事項：いずれも対価の目安であるため、地域公共交通会議等においては目安に拘束されるものではない

自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて②

自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について

「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）の規定に基づき、運送の対価の目安を公表します。

令和6年1月16日

関東運輸局

記

1. 設定する地区

地区	市区町村等
特別区・武三地区	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市
多摩地区	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
京浜地区	横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市
相模・鎌倉地区	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村、中井町

令和6年1月16日付け
関東運輸局における対価の目安

【別紙】

地区	距離制		時間制	
	1キロメートルまで	以降、1キロ毎	5分まで	以降、5分毎
特別区・武三地区	366円	314円	358円	327円
多摩地区	367円	344円	458円	458円
京浜地区	356円	325円	353円	319円